

宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会 規則**(趣旨)**

第1条 本会は、「宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討を行うことを目的とする。

(検討会の委員及び組織)

第3条 委員は、有識者から、関東地方整備局長が委嘱する。

2 委員は、4人以内で組織する。

3 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員の代理出席は認めない。

6 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 座長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。

8 座長は、会務を総理する。

9 座長に事故があり、参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(検討会の庶務)

第4条 検討会の庶務は、河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

(附則)

第6条 本規則は、平成30年8月1日から施行する。